

当尾の郷会館の利用方法が拡大

平成30年11月30日に当尾の郷会館地区計画を都市計画として決定し、当会館のさらなる利活用が可能となりました。

具体的に
どんな利用
方法がある
のですか？



具体的には次のとおりです。

学校、図書館その他これらに類するもの

例 職人育成アカデミー

近隣住民の社会教育的な活動、あるいは、自治活動のための公民館、集会所その他これらに類するもの

例 現在の郷会館の貸館部分
地域活動スペース、サロン

美術品、工芸品、日用品を製作するためのアトリエ又は工房

例 当尾の郷会館 CREATION PROJECT

公益上必要な建築物で建築基準法施行令第130条の4で定めるもの

例 当尾簡易郵便局

何が変わるの？

当尾の郷会館では市街化調整区域であることに配慮しながら、交流や農産業拠点機能としての施設利用が出来るようになりました。

ただし、不特定多数の方の利用は、現在使用している範囲に限られます。

店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの

例 地元食材を使用した飲食店

農林水産物の処理・加工・貯蔵に必要な施設

例 地元野菜等の食品加工所

事務所

例 当尾の郷会館の事務所

体育館又はスポーツの練習場

例 当尾の郷会館の体育館

これら、8つの項目全ての建築物に付随するもの

使いたいと思ったらどうしたらよいですか？

今回新たに利活用できるスペースとなった、1階調理室及び3階全教室について、利用を計画される場合は、社会教育課にご相談下さい。

※許可申請には費用が発生する場合があります。



「当尾地域力創造プラン」の進捗については、当尾通信でお知らせします。

今後も皆さんと一緒にできるところから進めていきたいと思いますので、ご協力よろしくお願いします。



問合せ

教育部 社会教育課
マチオモイ部観光商工課

☎ 0774-75-1233 Fax 0774-73-2566
☎ 0774-75-1216 Fax 0774-72-3900